

## 現行認定基準一覧(親族里親)

資料 17

	現行の東京都里親認定基準	独自基準	国根拠法令等
親族里親	(1) 心身ともに健全であること。(注1)	○	
	(2) 児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。		児童福祉法施行規則第1条の35第1号
	(3) 児童の養育に関し、虐待等の問題がないと認められること。	○	
	(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他関係法令等が適用になること。 ※治外法権が認められる外国人は里親登録できないことについて明確化	○	
	(5) 里親申込者及び里親申込者と起居を共にする者が、次の各号のいずれかに該当していないこと。 ア 成年被後見人又は被保佐人(同居人にあつては除く。) イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 エ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者		児童福祉法第34条の20第1項 児童福祉法施行令第35条の5
	(6) 委託児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であること。		児童福祉法施行規則第1条の39
	(7) 次の全ての要件を満たす要保護児童の養育を受託することに同意していること。 ア 両親その他児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できないこと。 イ 里親申込者へその養育を委託しなければ、当該児童を児童福祉施設に入所させて保護しなければならない状況にあること。(注4)	○	児童福祉法施行規則第1条の39 (イの要件については根拠法令等なし)
	(8) 家庭生活が円満に営まれていること。	○	
	(9) 里親申込者と起居を共にする者は、児童の受託について十分な理解を有するものであること。	○	
	(10) 里親申込者と起居を共にする者のうち、日常生活をする上で主たる養育者となる者が特別に対応しなければならない者がいないこと。	○	
	(11) 里親申込者は、配偶者がいない場合には、原則として20歳以上の子又は父母等と起居を共にし、又はこれらの者が近接地に居住し(注8)児童の受託について十分な理解を有していること。	○	
	(12) 里親申込者の家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当なものであること。	○	
	(13) 住居の広さは、原則として、居室が2室10畳以上であり、家族構成に応じた適切な広さが確保されていること。	○	
	(14) 里親申込みの動機が児童の最善の福祉を目的とするものであること。	○	